

# 第3次県有林管理計画



計画期間 自 平成28年4月 1日  
至 平成38年3月31日

山 梨 県

# 目 次

## はじめに

1	県有林計画の沿革	
1-1	県有林の成立	1
1-2	計画の沿革	1
1-3	経営計画・管理計画の編成	2
2	第2次管理計画期間中の社会の動向及び実行分析	
2-1	森林・林業の政策等の動向	7
(1)	国の動向	7
(2)	県の動向	7
2-2	森林資源の状況	9
(1)	面積	9
(2)	蓄積及び成長量	9
2-3	計画事項の実行状況	10
(1)	重点計画事項	10
(2)	基本的計画事項	13
3	県有林の現況	
3-1	位置及び面積	19
3-2	地況及び動植物	20
3-3	林況	25
3-4	事業施設	28
3-5	保安林及び国立公園等	29
3-6	貸地及び部分林等	31
3-7	地元保護関係	31
3-8	地域森林計画等との整合性	32
4	管理方針	
4-1	計画策定の考え方	35
(1)	計画の目的	35
(2)	管理の方針	35
(3)	計画の期間	35
4-2	基本方針	36
4-3	重点的に取り組む事項	37
(1)	国際基準に基づく森林管理の推進	37
(2)	森林資源の多面的利活用の推進	38
4-4	その他	39
(1)	山梨県林業公社分収林の管理について	39
(2)	オフセット・クレジット（J-VER）の活用	39
(3)	林野庁森林技術総合研修所の現地研修フィールドとしての活用	39

5	計画の基本的事項		
5-1	地種区分、森林区画、施業区並びに作業団の名称及び包括区域	-----	4 1
5-2	作業団ごとの施業方法の基準及び更新樹種、伐期齢	-----	5 6
5-3	保護樹帯の設定と施業方法	-----	7 7
5-4	標準伐採量及び標準更新面積等	-----	7 9
5-5	伐採箇所ごとの伐採量等	-----	8 3
5-6	造林箇所ごとの更新面積等	-----	8 7
5-7	種苗の所要量	-----	9 1
5-8	林道その他搬出施設	-----	9 2
5-9	作業システム	-----	9 4
5-10	林野の保護及び管理	-----	9 5
5-11	保健休養利用	-----	1 0 2
6	事業区別計画		
6-1	中北事業区	-----	1 0 5
6-2	峡東事業区	-----	1 2 3
6-3	峡南事業区	-----	1 3 9
6-4	富士・東部事業区	-----	1 5 7
7	附属資料		

## はじめに

本県は、県土の78%を森林が占める全国有数の森林県です。県有林は、このうち46%、15万8千haを有し、県土面積（44万7千ha）の35%を占めています。

この県有林の基となったのが、明治末期に相次いで発生した大水害の復興に役立てるよう、明治44年3月、当時の入会御料地が特別御下賜された恩賜林です。

県有林は、御下賜以来、県民福祉の増進に寄与することを基本に、社会情勢の変化に伴う県民の様々な要請に応えながら、活力ある森林の維持・造成による県土の保全や水資源の涵養等森林の持つ公益的機能の充実強化、林産物の持続的な供給などの役割を果たすため、先人たちのたゆみない努力によって守り、育てられ、平成28年3月に105周年を迎えました。

今回の計画は、こうした歴史を踏まえた上で平成27年12月に策定した本県森林・林業・木材産業の指針となる「やまなし森林・林業振興ビジョン」の実現に向け、県内森林面積の約半分を占める公有林としての役割を果たすために、この10年に取り組む管理・経営の実施計画として編成しました。

本計画により、県民に親しまれ、活用される、緑豊かな県有林として、次の世代に引き継ぐための森林づくりをさらに進めていきます。

## 1 県有林計画の沿革

## 1 県有林計画の沿革

### 1-1 県有林の成立

本県の山林原野は、地域住民の生活・生業用資材として県民の暮らしに大きな役割を果たしてきましたが、明治維新後、地租改正と土地官民有区分をきっかけに、「官民有区分未定時代」「官有地時代」「官林時代」「御料林時代」と目まぐるしい制度の変化を経てきました。

こうした中、明治末期には、本県に相次いで発生した大水害により、県民は大変苦しい生活を余儀なくされていました。この窮状を知った明治天皇は、明治44年3月11日、見込面積16万4千haに及ぶ入会御料地を御下賜されました。県は直ちに恩賜県有財産模範林として、御下賜の主旨に沿って「県土保全」と「林業経営」を両立した管理経営を行うこととし、明治45年3月には「山梨県恩賜県有財産管理規則」を定めましたが、この精神は、幾度かの改正を経てなお、今日の「山梨県恩賜県有財産管理条例」に引き継がれています。

### 1-2 計画の沿革

#### (1) 施業案の編成及び検訂（大正3年度～昭和31年度）

御下賜当初の県有林は、「恩賜県有財産施業規程並同施業案編成手続」（大正3年9月24日訓令乙第159号）に基づき、施業案を編成し経営を行いました。

最初の施業案は、大正3年から7年にかけて従来の入会関係の異なる地域、すなわち現在の施業区ごとに編成されました。

施業案は、1施業期を10年とし、10年ごとに検訂が繰り返されました。しかし、施業区は、その数が190個と非常に多く、取扱いが煩雑になったことから、順次、事業区に統合しながら経営が行われました。

一方、昭和30年代に入ると、高度経済成長に伴う木材需要は、年々増加の一途をたどり、県有林についても木材供給量の増大が求められました。

## (2) 臨時植伐計画の編成（昭和32年度～昭和36年度）

択伐施業による保続を主体に置いた施業案では、増大する木材需要への対応という時代の要請に応えることは困難となり、昭和32年に「臨時植伐計画」を樹立し、天然林から生産力の高い人工林への転換を図るため、拡大造林を積極的に推進し、生産力と蓄積の増大を目指しました。

この臨時植伐計画は、高度経済成長期という時代の流れに即した計画であり、県内木材需要を満たすとともに県内産業の振興や当時の県財政にも大きく貢献するものでした。

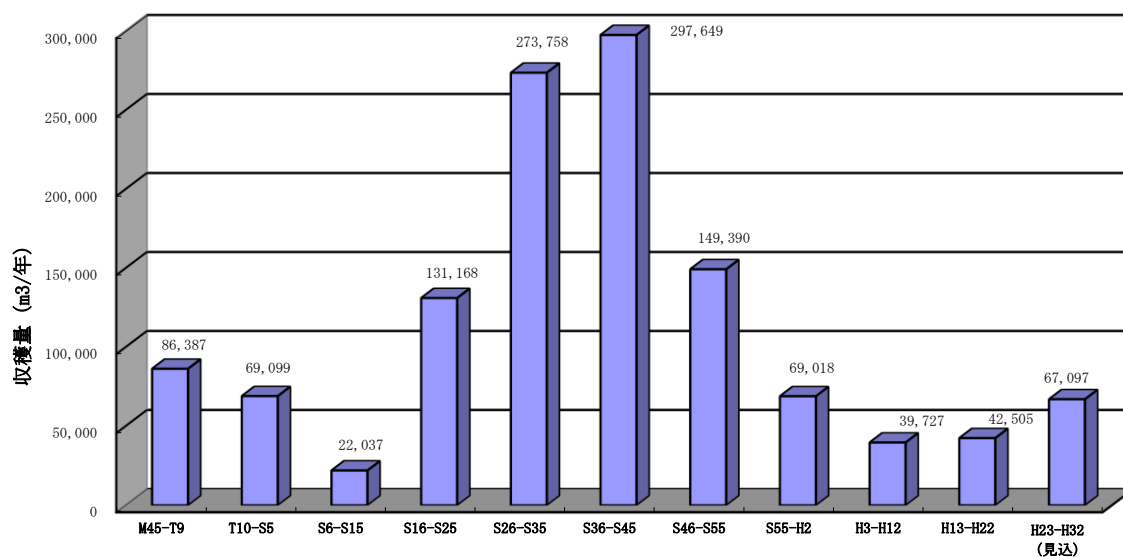


図1-1 県有林における平均年間収穫量の推移

## 1-3 経営計画・管理計画の編成

### (1) 階段的編成（昭和37年度～昭和50年度）

当時、生産力の高い森林資源の造成を図るためには、施業案では律しきれない部分が生じ、森林・林業についての長期的、総合的な見通しに基づく新たな計画制度により調整を図る必要に迫られてきました。

このため、昭和37年、「県有林野経営規程」を制定し、県下を5経営計画区（6事業区）に分け、施業方法の基準単位となる作業団を設けるとともに、保続計算に基づき標準伐採量を決定するなど、近代的な経営計画編成の第一歩を踏み出しました。

### (2) 全県一斉編成（昭和51年度～平成22年度）

昭和48年には、自然保護思想の高まりや保健休養的な利用など、森林に対する社会的要請の多様化、高度化に対応するため、「県有林野の新たな土地利用区分」を策定し、木材の安定的供給を図るための林業経営地帯に加え、林地保全地帯、

風致保存地帯、保健休養地帯を設け、公益的機能の発揮が期待される森林の維持造成のための森林の取扱方法を定めました。

また、これに並行して、県有林の公益的機能を確保しつつ、地域社会の振興を図ることを目的に、「山梨県恩賜県有財産土地利用条例」を制定し、新たに土地利用に伴う地元保護団体への交付金に関する規定を設けました。

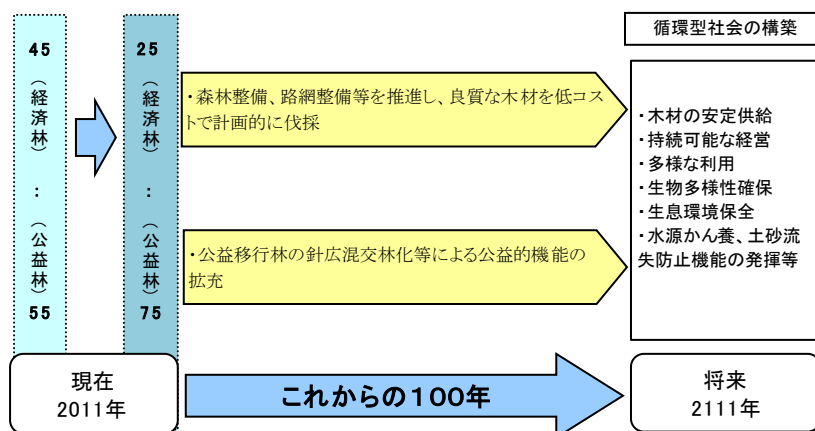
計画制度についても、従来、経営計画区ごとに行っていた編成から、県有林全体を一元的に把握し、県有林の統一的、長期的な管理経営を図るため、昭和51年に新たに全县を一つの計画対象地域とした経営計画を策定しました。

### (3) 経営計画から管理計画へ

第7次となる経営計画では、森林の公益的機能の高度発揮への県民や社会の期待や要請に対応していることをより県民に分かりやすく伝えるため、計画名称を「経営計画」から「県有林管理計画」に変更し「第1次県有林管理計画」としました。

前計画である第2次管理計画では、100周年を迎えた県有林が100年後の姿を形作るスタートの10年間として、「経済林」と「公益林」について、それぞれの機能が高度に発揮され、効率的な森林管理が行えるよう区分の見直しを行いました。具体的には、「経済林」については、主に標高1,600m以上の奥地林や、傾斜等から路網の到達が困難な箇所を除き、木材の持続的な生産に適した森林の絞り込みを行うとともに公益林については、これまでの経済林から針広混交林などに誘導する「公益移行林」を設定し、公益的機能をより高めていく森林整備を推進することとしました。

図1-2 第2次県有林管理計画における森づくりの方向  
〈これから100年先を目指した森づくり〉



第1次経営計画から第2次管理計画の計画事項の変遷は、表1-1のとおりです。



表 1 - 1 県有林経営・管理計画の推移

1 計画期間	第1次 (S51.4.1~S61.3.31)	第2次 (S56.4.1~H3.3.31)	第3次 (S61.4.1~H8.3.31)	第4次 (H3.4.1~H13.3.31)		
2 基本方針	公益機能の充実	森林資源の整備促進	森林資源の多角的整備の促進 ア 高品質材生産の推進 イ 広葉樹林の維持造成	公益的機能の発揮(守る) ア 自然環境の保全 イ 林地の保全 ウ 試験林、実験林、学術参考林		
	木材の持続的・安定的供給	高生産施業の推進	森林の公益的機能の拡充 ア 林地の保全 イ 自然環境の保全 ウ 保健休養的利用	森林資源の多角的整備の推進(育てる) ア 高品質材生産の推進 イ 多様な施業方法 ウ 林道網の整備の推進		
		施業改善の推進	林道網の整備の推進	森林とのふれあいの場の整備(楽しむ)		
		森林公益的機能の充実				
3 計画指定量	伐採指定量	1313千m <sup>3</sup> (内製品73千m <sup>3</sup> )	1100千m <sup>3</sup> (内製品135千m <sup>3</sup> )	580千m <sup>3</sup> (内間伐31千m <sup>3</sup> )	380千m <sup>3</sup> (内間伐24千m <sup>3</sup> )	
	更新指定量(一般林)	新植	8721ha	6285ha	3213ha	1362ha
		改植	261ha	536ha	379ha	221ha
		複層林	—	—	—	1387ha
		その他	594ha	698ha	118ha	212ha
計	9576ha	7519ha	3710ha	3182ha		
4 地域区分	公益林	73千ha	72千ha	70千ha	75千ha	
	経済林	68千ha	70千ha	70千ha	66千ha	
	その他	15千ha	14千ha	16千ha	16千ha	
	計	156千ha	156千ha	156千ha	157千ha	
5 重点計画事項	積極的な林種転換による優良人工林の造成	特殊用材林作業団の設定	高品質材生産林の拡充	公益林の拡充		
	合理的な天然林施業による林相改良	県営林道整備計画の樹立	択伐用材林の設定	実験林、学術参考林等の追加指定		
	林道網の拡充	学術参考林・見本林の設定	試験林、実験林及び研修林の設定	水源保全林の設定		
		保健休養地帯の見直し	保健休養地帯の見直し	高品質材生産林の拡充		
		県有林野境界管理の確立	県営林道網整備の促進	複層林、育成天然林施業及び広葉樹造林の積極的な導入		
		電算・森林計画システムの開発と小班の固定化	間伐の促進	間伐計画の見直し		
		間伐実行方針		県営林道網の促進		
				保健休養地帯の見直し		
			県有林の景観整備			

第5次 (H8.4.1～H18.3.31)	第6次 (H13.4.1～H23.3.31)	第1次管理計画 (H18.4.1～H28.3.31) (第7次)	第2次管理計画 (H23.4.1～H33.3.31) (第8次)
持続可能な森林経営の推進 ～公益的機能の拡充と健全な森林生態系の維持	持続可能な森林経営の推進 ～次世代に豊かな森林資源を引き継ぐため、環境保全に配慮した森林管理を行う	多様な森林機能の維持増進 －県民の期待に応える森林管理の推進－	多様な森林機能の充実強化 ～それぞれの森林の持つ機能に応じた森づくりの推進と魅力の発信～
森林文化の新たな展開 ～人と自然が共生する県有林の整備	循環型社会の構築への寄与～適切な施業を通じて木材を永続的に生産し、資源の循環利用を図る	持続可能な森林経営の推進 －木材の持続的生産と経営の効率化－	持続可能な森林経営の推進 ～木材の持続的生産と経営の効率化～
	(森林整備推進方向区分の設定)		
380千m3 (内間伐23千m3)	420千m3 (内間伐90千m3)	455千m3 (内間伐150千m3)	550千m3 (内間伐185千m3)
993ha	703ha	553ha	751ha
321ha	67ha	30ha	23ha
1303ha	549ha	118ha	672ha
157ha	89ha	59ha	65ha
2774ha	1408ha	759ha	1510ha
81千ha	81千ha	81千ha	105千ha
61千ha	61千ha	62千ha	38千ha
15千ha	15千ha	15千ha	15千ha
157千ha	158千ha	158千ha	158千ha
公益的機能の拡充と健全な森林生態系の維持	地域の特性を踏まえた多様な森林整備	公益機能の維持増進 ・水を育み県土を守る森林づくり ・多様な森林利用の推進 ・地球温暖化防止対策の推進	公益的機能の維持増進 ・県民生活を守る森づくり ・県民福祉の向上に寄与する県有林の有効活用
水源地域保全整備の推進	持続可能な森林経営のための取り組みの推進		
「人と自然が共生する県有林」の整備	開かれた県有林経営の推進	自然環境の保全 ・自然環境の保全に配慮した施業 ・多様な生態系の保全 ・被害森林の再生	持続的・効率的な林業経営の確立 ・林業・木材産業の活性化
複層林、育成天然林施業及び広葉樹造林の推進	森林整備を担う林業の活性化		
林道整備の推進	技術革新を踏まえた管理経営		
間伐の推進		経営の効率化 ・効率的な林業経営の確立 ・需要者ニーズに対応した木材供給 ・間伐材の有効利用	自然環境の保全 ・人と自然が共生できる森林整備 ・自然景観の向上
試験林、実験林、学術参考林の追加指定			
保健休養地帯の見直し			

## 2 第2次管理計画期間中の社会の動向及び実行分析

## 2 第2次管理計画期間中の社会の動向及び実行分析

### 2-1 森林・林業の政策等の動向

#### (1) 国の動向

平成24年4月からは、面的なまとまりのある森林を対象とした施業の集約化を進め、路網の整備等に積極的に取り組むことにより生産性を向上していくための「森林経営計画制度」がスタートしました。

平成24年7月からは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー特措法）」に基づき、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まり、木質バイオマスは、「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」及び「建設資材廃棄物」の別に燃料として使用されることとなりました。

平成25年9月には、東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、新国立競技場をはじめとした主要施設の整備に木材が使用されることにより、木材の特性や利用の意義の理解が醸成され、新たな木材需要拡大につながることを期待されています。

平成26年6月には、「日本再興戦略」が改訂され、林業に関する新たに講ずべき具体的施策として、「豊富な森林資源を循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、林業の成長産業化を進める」ことが掲げられ、合わせて改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」においても、「新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築」や「森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策の推進と多面的機能の維持・向上」を施策の展開方向に位置付けています。

#### (2) 県の動向

県では、平成27年12月に新たな県政運営の基本指針となる「ダイナミックやまなし総合計画」を策定しました。

同計画では、全ての県民が安心して暮らせる新たな地域社会の創造を目指すこととし、豊かな森林資源の利活用の推進に当たっての基本的な考え方として、健全で豊かな森林づくりを推進するとともに、県産材の需要拡大や、森林が持つ多面的機能に着目した様々な利活用を図る取り組みを進めることとしています。

平成27年12月には、総合計画の部門計画として本県森林・林業・木材産業の指針となる「やまなし森林・林業振興ビジョン」を策定し、今世紀後半の

生き生きした山村地域の将来像を描いた上で、「材」「エネルギー」「場」の3つのキーワードごとに森林資源の更なる利活用に向けた基本方針を定め、これに基づきビジョンが目指す将来像の実現に取り組んでいくこととしています。

## 2-2 森林資源の状況

### (1) 面積

孕在民地を約1ha購入し、工場用地や国道用地、砂防ダム等の用地として約6haを売り払ったことから、全県有林面積は、158,241haとなり、前計画に対して、5ha減少しました。また、部分林は設定解除により127ha減少し、除地が貸地等の返還により332ha減少したことにより、一般林が454ha増加しました。

表2-1 県有林の面積 単位：ha

林種	本計画(H28.4.1)	前計画(H23.4.1)	増減
一般林	126,751	126,297	454
部分林	9,316	9,443	-127
除地	22,174	22,506	-332
合計	158,241	158,246	-5

### (2) 蓄積及び成長量

蓄積は、人工林の成長等により6%、1,366千m<sup>3</sup>増加しました。

年間成長量は、成長量が少ない高齢級林分が増加したことにより8%、31千m<sup>3</sup>減少しました。

表2-2 県有林の蓄積と成長量 単位：m<sup>3</sup>

林種	蓄積			年間成長量		
	本計画 (H28.4.1)	前計画 (H23.4.1)	増減	本計画 (H28.4.1)	前計画 (H23.4.1)	増減
一般林	21,874,270	20,607,581	1,266,689	303,939	329,941	-26,002
部分林	1,990,510	1,892,453	98,057	36,215	41,295	-5,080
除地	90,955	89,294	1,661	-	-	-
合計	23,955,735	22,589,328	1,366,407	340,154	371,236	-31,082

※除地は、植樹用貸地を除く。

## 2-3 計画事項の実行状況

### (1) 重点計画事項

#### ア 公益的機能の維持増進

##### ① 県民生活を守る森づくり

##### ○ 山地災害の未然防止や良質な水の安定供給

土砂災害の防止や良質な水の供給機能を発揮するため、これまで経済林に位置付けていた森林の一部を地利的・地位的条件などを勘案して公益林に設定しました。

表2-3 公益的機能の高い森林への位置付け拡大

単位：ha

区分	2次全体計画量			
		前半期計画量 (a)	前半期実行量 (b)	実行率 (b/a)
公益林面積	104,854	104,854	105,010	100%

##### ○ 二酸化炭素の吸収源としての機能の発揮

森林の二酸化炭素の吸収に貢献する間伐等※を実施しました。

表2-4 森林吸収源対策（間伐等）への対応

単位：ha

区分	2次全体計画量			
		前半期計画量 (a)	前半期実行量 (b)	実行率 (b/a)
間伐等面積	19,293	9,647	7,686	80%

実行量はH27見込み量を含む。

※ 間伐等： 県が策定する「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」が定める、地球温暖化防止に資する森林整備（人工造林、下刈、除・間伐、枝打）

##### ② 県民福祉の向上に寄与する県有林の有効活用

##### ○ 憩いと安らぎの場の提供などによる多様な森林利用の推進

森林ボランティアの森は、団体等が森づくり活動を行うフィールドとして「森林文化の森」や「森林公園」内を中心に17箇所を設定しました。

この活動の一つとして実施されている富士北麓地域のトウヒツヅリハマキ虫害跡地の周辺造林地については、平成19年度の森林ボランティアの森設定以後、年平均800人以上が参加し早期に針広混交林へ誘導するための広葉樹植栽等の活動が進められています。

イ 持続的・効率的な林業経営の確立  
林業・木材産業の活性化

○ 林業経営の基盤づくりの推進

持続的な木材生産を重視する経済林において、自然環境の保全を図りながら適切な森林整備を集約的に進め、高性能林業機械を用いた収穫作業などによる効率化を図るため、森林基幹林道や森林管理道、林業専用道、森林作業道を整備しました。

表2-5 路網整備

単位：m

区分	2次全体計画量			
		前半期計画量 (a)	前半期実行量 (b)	実行率 (b/a)
林道等の開設延長	165,065	113,165	121,354	107%

実行量はH27見込み量を含む。

○ 県有林材の安定供給

利用径級に達している森林については、路網沿いの収穫間伐を推進するとともに、収穫期を迎え、その強度から合板や集成材向けのニーズが高まっているカラマツ材を中心にF S C認証材の安定供給に取り組みました。

表2-6 収穫間伐量等

単位：m<sup>3</sup>

区分	2次全体計画量			
		前半期計画量 (a)	前半期実行量 (b)	実行率 (b/a)
収穫間伐量	185,000	92,500	89,451	97%
カラマツ材収穫量	234,828	117,414	143,511	122%

実行量はH27見込み量を含む。

ウ 自然環境の保全

① 人と自然が共生できる森林整備

○ 動植物等を考慮した生態系の保全

広域的な生態系の多様性を確保するため、保護樹帯を適切に配置し、新たに公益林に位置付けた「公益移行林」を中心に、針葉樹単層林の針広混交林化に取り組みました。

公益移行林では、人工林を帯状に伐採し、跡地にミズナラ、ハンノキなど



の広葉樹の植栽を実施しました。その際に発生する木材は、公売で販売していますが、公売の不落や伐採期限の延期により広葉樹植栽地となる伐採跡地を十分確保できなかつたことが広葉樹植栽の実行率が低い主な原因です。

表 2-7 針広混交林化面積

単位：ha

区分	2次全体計画量			実行率 (b/a)
		前半期計画量 (a)	前半期実行量 (b)	
広葉樹植栽	790	395	253	64%
天然更新誘導	4,435	2,218	1,837	83%
合計	5,225	2,613	2,090	80%

実行量はH27見込み量を含む。

② 自然景観の向上

○ 観光など様々な資源として県有林の価値を高める

森林は観光など、本県を訪れる方を迎える美しい県土の基盤ともなることから、森林景観の更なる向上を目指して、風致等の公益的機能の高い公益林の面積比率を高め、保安林整備事業等による広葉樹植栽や、おもてなし森林景観創出事業による眺望景観の確保等に取り組みました。なお、更新面積に占める広葉樹割合の実行率は、ニホンジカの食害等により広葉樹での更新ができない箇所が発生したため、85%でした。

表 2-8 観光等の資源価値の向上

区分	2次計画量(a)		実行率(b/a)
		前半期実行量(b)	
経済林と公益林の面積比率	25:75	25:75	100%
更新面積に占める広葉樹割合	41%	35%	85%

実行量はH27見込み量を含む。

(2) 基本的計画事項

ア 伐採

伐採計画量は、戦後植林した資源が充実し、伐期を迎えつつある中、その有効活用を図り、需要に応じた持続的・安定的な木材生産への要請に応えるべく、第1次計画に比べ120%増の550,000m<sup>3</sup>としました。そのうち前半期は、275,000m<sup>3</sup>を計画し、実行量は291,387m<sup>3</sup>で実行率は106%となりました。

その内訳は、主伐が201,936m<sup>3</sup>で実行率111%、収穫間伐が実行率97%となっています。

表2-9 伐採計画量と実行量

伐採種別	2次計画量		実行量					実行率 b/a(%)	年平均 実行量	主伐間 伐割合	
	前半期(a)		H23	H24	H25	H26	H27				計(b)
主伐	365,000	182,500	39,030	37,959	39,482	42,346	43,119	201,936	111	40,387	69
収穫間伐	185,000	92,500	19,645	15,324	10,516	19,231	24,735	89,451	97	17,890	31
合計	550,000	275,000	58,675	53,283	49,998	61,577	67,854	291,387	106	58,277	100
量外伐採			684	2,215	870	813		4,582	—	916	—
総計			59,359	55,498	50,868	62,390	67,854	295,969	—	59,193	—

※H27は見込み量

① 販売方法別伐採量

販売方法は、入札により立木を販売する一般公売、県有木材の安定供給に係る協定に基づき販売するシステム販売、工事の支障木等を工事請負業者等へ販売する随意契約販売、素材の販売を木材共販所へ委ねる委託販売、公売に際し条件を付した参加者が入札する指名公売に分けられます。

表2-10のとおり一般公売とシステム販売による販売量が全体の約6割を占めています。

表2-10 販売方法別伐採量

種別	実行量					年平均 実行量	種別 割合%
	H23	H24	H25	H26	合計		
一般公売	21,529	24,565	19,696	36,061	101,851	25,463	46
システム販売	10,445	6,285	12,861	6,980	36,571	9,143	16
随意契約	10,178	7,872	5,802	9,302	33,154	8,289	15
委託販売	8,014	8,550	7,684	5,942	30,190	7,548	14
指名公売	8,510	6,011	3,955	3,292	21,768	5,442	10
合計	58,675	53,283	49,998	61,577	223,534	55,884	100

※量外伐採を除く

② 樹種別伐採量

公売等により売り払った材積の樹種別内訳は、平成26年度末までの実績で、カラマツが最も多い102,599m<sup>3</sup>（46%）、次いでアカマツ22,670m<sup>3</sup>（10%）、ヒノキ20,917m<sup>3</sup>（9%）の順となっています。

表 2-11 公売等の樹種別伐採量

単位：m<sup>3</sup>

樹種	H23	H24	H25	H26	合計	年平均実 行量	樹種 割合%
スギ	4,186	2,714	3,239	3,521	13,660	3,415	6
ヒノキ	7,211	5,680	2,832	5,194	20,917	5,229	9
アカマツ	6,372	5,190	5,241	5,867	22,670	5,668	10
カラマツ	21,710	26,847	26,722	27,320	102,599	25,650	46
シラベ	5,374	3,400	4,494	5,589	18,857	4,714	8
その他針	9,458	5,530	4,674	9,132	28,794	7,199	13
広葉樹	4,364	3,922	2,796	4,954	16,036	4,009	7
合計	58,675	53,283	49,998	61,577	223,533	55,883	100

※量外伐採除く

③ 量外伐採

量外伐採は、事前に予測できない国や他部局の公共事業等による伐採数量を計上しており、表 2-9 のとおり材積が4,582m<sup>3</sup>で総伐採量の約2%を占めています。

## イ 更新

表 2-12-1 更新計画量と実行量の状況

単位: ha

更新区分	2次全体計画量	前半期計画量(a)	実行量						実行率 b/a(%)	年平均 実行量
			H23	H24	H25	H26	H27	計(b)		
新植	1,232.81	616	128.93	139.78	116.50	71.09	74.07	530.37	86	106
一般林	751.11	376	107.60	88.69	89.66	50.95	51.44	388.34	103	78
部分林	481.70	241	21.33	51.09	26.84	20.14	22.63	142.03	59	28
複層林等	700.27	210.08	3.60	41.49	57.32	41.89	43.22	187.52	89	38
合計	1,933.08	826	132.53	181.27	173.82	112.98	117.29	717.89	-	-

※H27は見込み量

新植については、部分林の伐採時期の延期による造林地の減少などにより実行率は86%となりました。

複層林等については、公益移行林において帯状等の伐採跡地への広葉樹の植栽などを行い、実行率は89%でした。

表 2-12-2 樹種別更新面積

単位: ha

樹種	H23	H24	H25	H26	H27	合計	年平均 実行量	樹種別 割合(%)
スギ	0.50	0.00	0.00		0.00	0.50	0	0
ヒノキ	56.25	40.85	39.18	29.95	37.98	204.21	41	28
アカマツ	0.00	0.00	4.63	0.00	3.50	8.13	2	1
カラマツ	29.82	40.93	51.65	29.91	27.17	179.48	36	25
シラベ	2.17	5.05	1.87	1.25	1.25	11.59	2	2
その他針	11.29	25.55	8.27	9.28	6.79	61.18	12	9
広葉樹	32.50	68.89	68.22	42.59	40.60	252.80	51	35
合計	132.53	181.27	173.82	112.98	117.29	717.89	144	100

※H27は見込み量

樹種別にみるとヒノキとカラマツの合計面積が更新全体の53%を占めています。

## ウ 保育

表2-13 保育計画量と実行量の状況

単位:ha

保育種別	2次全体 計画量	前半期計 画量(a)	実行量						実行率 b/a(%)	年平均 実行量
			H23	H24	H25	H26	H27	計(b)		
補植	789	315	84	37	59	56	56	292	92	58
下刈	6,547	2,619	512	404	444	429	397	2,186	83	437
つる切	3,331	1,333	244	249	289	123	69	974	73	195
除伐	3,209	1,123	131	156	44	61	98	491	44	98
枝打	2,476	990	101	209	122	108	72	612	62	122
保育間伐	8,991	3,596	806	738	518	444	243	2,749	76	550
受光伐等	1,230	492	59	94	66	53	46	318	65	64
合計	26,572	10,468	1,937	1,887	1,541	1,275	980	7,621	73	1,524

※H27は見込み量

立木の付加価値向上や、良好な森林状態を保全していくための保育を実施しました。

除伐、枝打、受光伐等の実行量は、限られた財源のもと優先度の高い箇所の整備に絞って実施する必要があったことから、計画量を大きく下回りました。

## エ 種苗の所要量

表2-14 樹種別苗木所要量

単位:千本

保育種別	2次全体 計画量	前半期計 画量(a)	実行量						実行率 b/a(%)	年平均 実行量
			H23	H24	H25	H26	H27	計(b)		
スギ	26	13	1.5	0.0	0.0	1.1	0.0	2.6	20	0.5
ヒノキ	1,687	843	205.3	147.9	142.0	109.8	141.2	746.1	88	149.2
アカマツ	8	4	0.0	0.0	10.2	1.1	1.1	12.3	294	2.5
カラマツ	1,057	528	72.2	98.2	138.1	85.6	49.8	443.8	84	88.8
ウラボミ・モミ	0	0	6.5	15.2	3.9	2.7	2.7	30.9	皆増	6.2
シラベ	136	68	6.5	15.2	5.6	3.8	3.8	34.8	51	7.0
その他針葉樹	305	153	35.5	61.9	23.1	23.8	23.9	168.2	110	33.6
針葉樹計	3,219	1,609	327.4	338.2	322.8	227.8	222.4	1438.6	89	287.7
ミズナラ	331	166	46.2	61.2	49.7	22.9	24.0	204.0	123	40.8
ケヤキ	0	0	10.5	0.0	0.0	0.3	0.0	10.8	皆増	2.2
その他広葉樹	709	355	51.3	74.4	56.3	39.6	30.8	252.3	71	50.5
広葉樹計	1,040	520	108.0	135.6	106.1	62.7	54.8	467.1	90	93.4
合計	4,259	2,129	435.4	473.8	428.9	290.4	277.2	1905.6	89	381.1

苗木所要量については、新植面積の減少等により計画の89%となりました。

オ 県営林道

① 新設

表 2-15 林道開設計画量と実行量

単位:m

林道区分	2次全体 計画量	前半期計 画量(a)	実 行 量						実行率 b/a(%)	年平均 実行量
			H23	H24	H25	H26	H27	計(b)		
森林基幹道	24,636	14,744	3,214	3,759	3,280	2,441	1,400	14,094	96	2,819
森林管理道	10,207	7,939	1,877	2,025	1,374	2,079	1,700	9,055	114	1,811
林業専用道	13,610	10,260	1,069	4,883	3,191	6,263	5,500	20,906	204	4,181
合計	48,453	32,943	6,160	10,667	7,845	10,783	8,600	44,055	134	8,811

※H27は見込み量

開設延長は5年間で約44km（年平均8.8km）増加し、県有林内の林道延長は1,113kmとなりました。特に林地から山土場までの木材を搬出する林業専用道は、その先線となる森林作業道と一体的に開設することとし、線形の変更等により開設可能な箇所については、森林作業道に替えて積極的に開設したことにより、計画量を大きく上回る延長となりました。

② 改良及び舗装

表2-16 林道改良・舗装計画量と実行量

単位:m

2次全体 計画量	前半期計 画量(a)	実 行 量						実行率 b/a(%)	年平均 実行量
		H23	H24	H25	H26	H27	計(b)		
55,931	44,106	12,229	13,710	8,766	11,786	11,623	58,114	132	11,623

※改築を含み、H27は見込み量。

改良・舗装は、5年間で約58km、実行率は132%でした。

### 3 県有林の現況

### 3 県有林の現況

#### 3-1 位置及び面積

##### (1) 位置

県有林は、県下27市町村のうち22市町村にあり、おおむね私有林や財産区有林、市町村有林等の上部に位置し、富士山をはじめ白根三山、甲斐駒ヶ岳、八ヶ岳、金峰山、甲武信ヶ岳等の我が国を代表する山々を有しており、静岡、長野、埼玉及び神奈川の4県に接しています。こうした県有林内には、青木ヶ原樹海、大菩薩嶺、檜形山、清里高原等、大勢の観光客が訪れる景勝地もあります。

また、富士川（釜無川）、塩川、早川、笛吹川、相模川（桂川）など県内の主要河川は、その大部分がこれら山岳地帯に分布する県有林に源流を発しています。

このような立地から、県有林は治山治水上はもとより、自然景観保全上からも重要な役割を担っています。

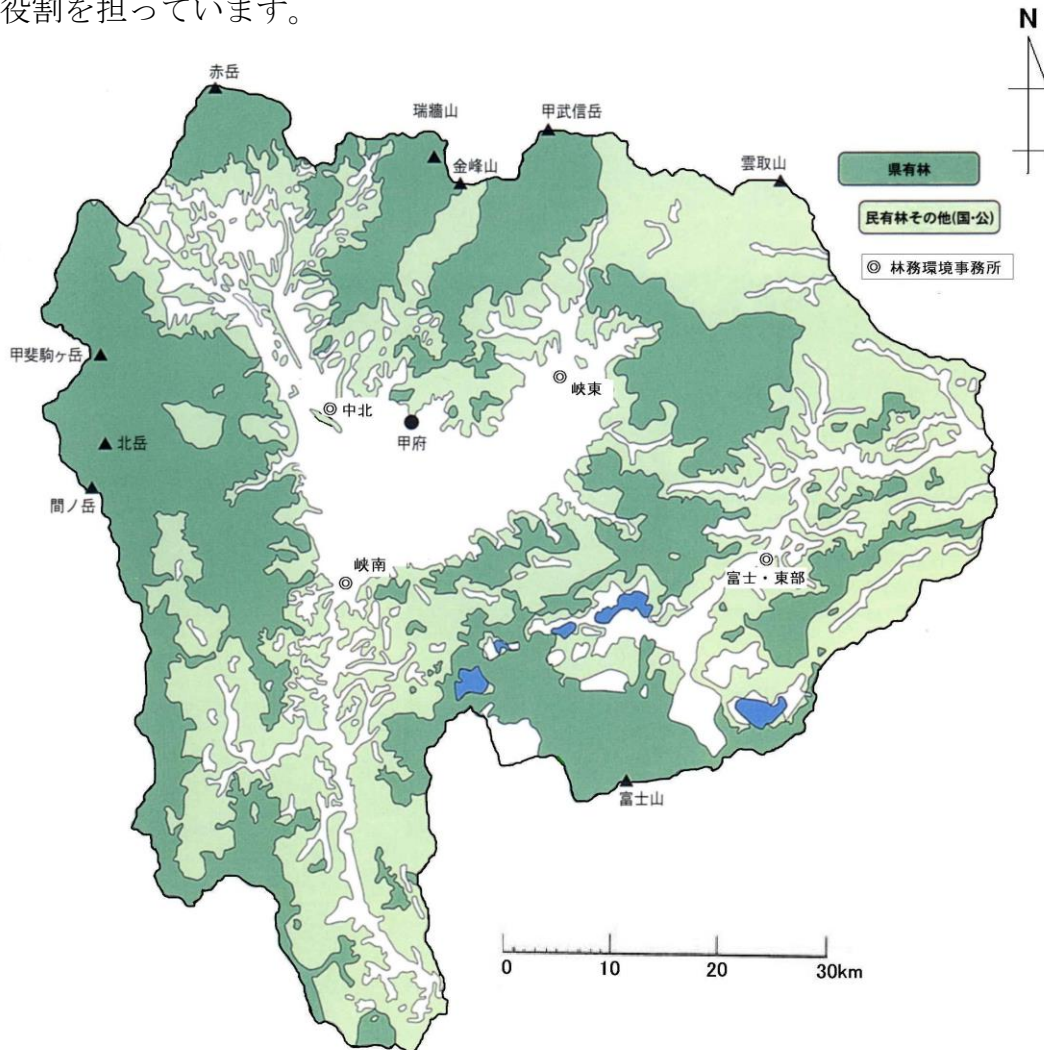


図3-1 県有林位置図



## (2) 面積

県有林は、県土面積44万6,499haの35.4%、県森林面積34万7,320haの45.6%にあたる158,241haを占めています。

表3-1 事業区別面積

事業区	面積(ha)	該 当 市 町 村
中北	57,811	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市
峡東	27,134	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南	32,213	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部	41,083	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、西桂町、富士河口湖町、山中湖村、鳴沢村
計	158,241	22市町村

※各数値は四捨五入しており合計は一致しない

## 3-2 地況及び動植物

### (1) 地勢

本県は、甲府盆地を除いて平野部は極めて少なく、県有林の大部分が山地に属しています。

県北部は、東から秩父山系の破風山、甲武信ヶ岳、金峰山、瑞牆山などの2,000mから2,500m級の山々が壁をなし、西は八ヶ岳連峰の赤岳、権現岳、編笠山の2,500m級の山により長野県と接しています。

県東部は、秩父山系のうちの小仏山地で、笹子峠より北方に滝子山、小金沢山、大菩薩嶺、鈴庫山と2,000m級の山が連なり、低山地でも1,000mから1,800mとなっています。

県南部は、御坂山地と桂川上流山地で、東から赤鞍ヶ岳、御正体山、石割山、三ツ峠山、御坂山、黒岳、王岳、雨ヶ岳と1,500m以上の山が並び、県の南端には富士山が静岡県と境を接しています。

県西部は、赤石山系で主峰北岳を中心として、北は仙丈ヶ岳、甲斐駒ヶ岳、南は間ノ岳、農鳥岳、策ヶ岳、青薙山、八紘嶺、十牧山と続いています。その東は、地藏、観音、薬師の鳳凰三山をはじめ、千頭星山、大崖頭山、櫛形山、源氏山等があり、3,000m級の雄峰10余座を数え「南アルプス」の名をもって知られています。

甲府盆地周辺のこれら県有林から発する諸河川は、いずれも急流となり、合し

て釜無川、荒川、笛吹川となります。これが、盆地の南端において合流して富士川となり、さらに途中早川その他の支流を合して静岡県に入っています。

一方、富士山麓から発する桂川は、途中笹子川、葛野川その他の支流を合わせて相模川となり神奈川県に入っています。

## (2) 気象

本県の気候型は、日本列島の太平洋側に位置していることから「太平洋側気候」です。また、海岸から離れているため、県内のほとんどの地域は「内陸気候」であり、特に盆地では内陸性が顕著に現れ「盆地気候」といわれています。さらに、富士山や南アルプスをはじめ、周囲の山岳地域の気候は「山岳気候」に区分され、標高差による気温の地域差が大きく、また、気温の日較差、年較差が大きい内陸気候の気温特性を示しています。

年降水量は盆地で少なく約1,100mmですが、富士五湖地方や富士川中流域の多雨地域では、この値の2倍強に達するところがあり、県内には少雨地域と多雨地域とが混在しています。県内全般に風は弱く、盆地や八ヶ岳山麓は全国的にみて多照地域で、概して空気は乾燥しています。

標高(m)

出典:甲府気象台気象観測資料

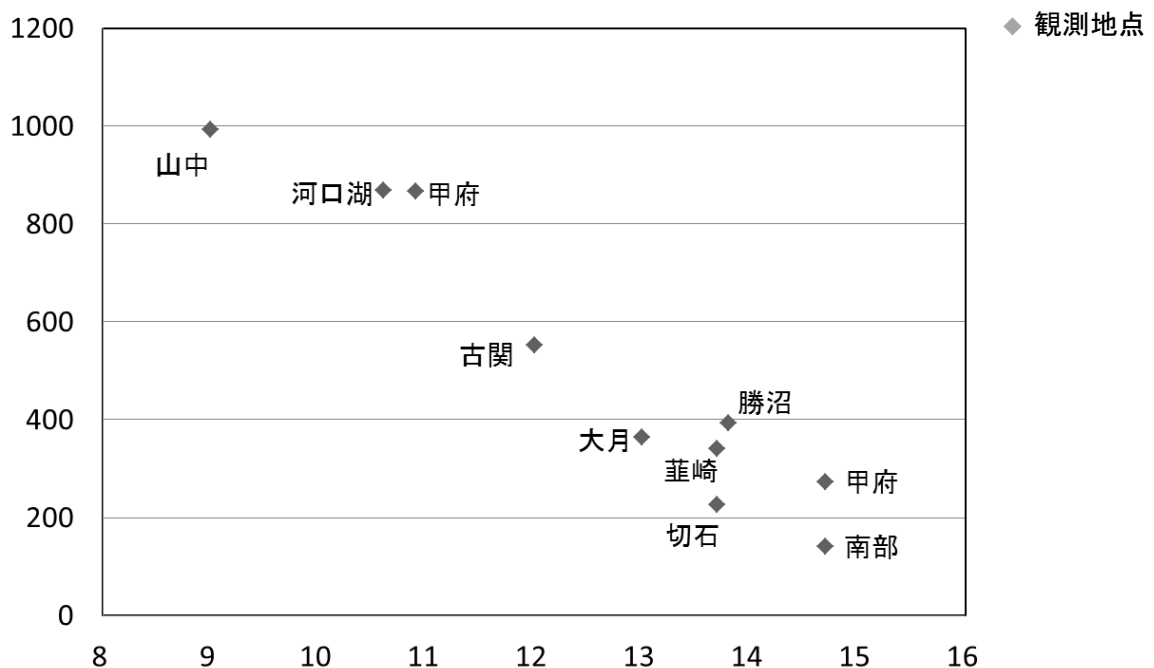


図3-2 標高と年平均気温

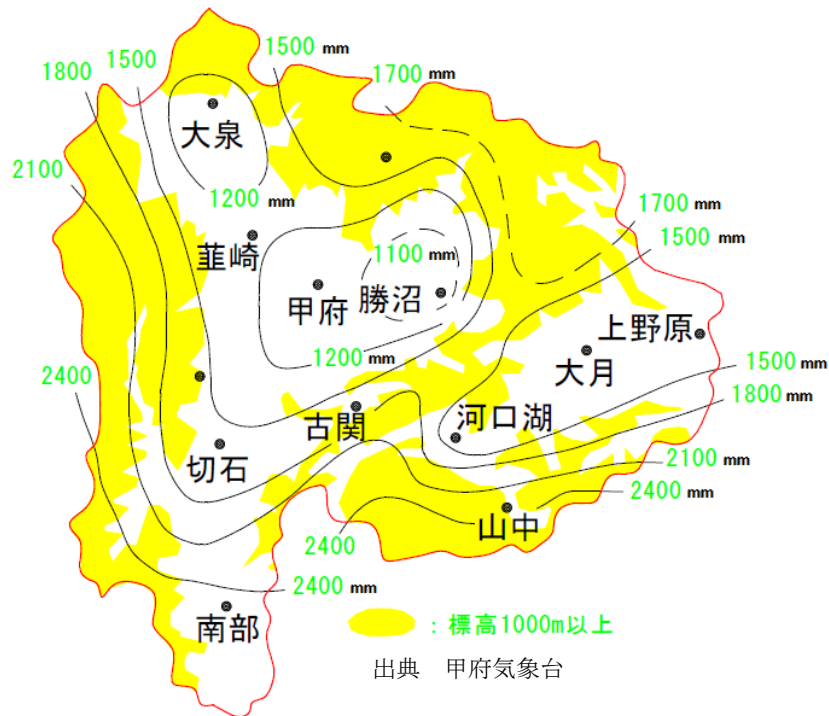


図 3 - 3 降水量分布図

### (3) 地質

本県に分布している岩石類を地質時代に従って層序を示すと次のとおりです。

関東山地、赤石山地を構成しているのは、主として鮮新第三紀系の堆積岩です。この堆積岩は砂岩や粘板岩等で、ときには石灰岩、チャート等にストロマトポロイド、サンゴ、海綿等の化石が含まれ、古生代二畳紀から新生代古第三紀に至るもので、その大部分はいわゆる「四万十統」に属します。

御坂、巨摩、丹沢山塊及び富士川沿岸の山地や桂川左岸の山地を構成しているのは、新第三紀系の堆積岩類と海底火山噴出物の溶岩、火山砕屑岩と花崗岩を主とした深成岩類で、新第三紀中新世に堆積または貫入したものです。御坂山地、巨摩山地、道志秋山山地、富士川流域などのいわゆる南部フォッサマグナ地域では、新生代新第三紀中新世に形成された海底での激しい火山活動の噴出物による御坂統および破屑岩を主とした富士川統の厚い地層が堆積しています。その厚さは、10,000m以上と考えられ、岩石は主として玄武岩、安山岩、石英安山岩、緑色凝灰岩、凝灰角礫岩、斑糲岩、石英閃緑岩、シルト岩、砂岩、礫岩などです。

黒富士、南八ヶ岳、小御岳火山、古富士、北八ヶ岳、新富士などは、陸上の火山噴出物で、そのうち富士山は、現在も活火山です。

甲府盆地を取り巻く曾根丘陵や桂川などの段丘堆積物は、第四紀に堆積したものです。第四紀の岩石は、主として玄武岩、安山岩などの溶岩流と安山岩質火砕流、泥流、未凝固の砂、礫、粘土やロームです。

#### (4) 土壌

本県の山地別の土壌分布は、次のとおりです。

##### ア 赤石山地

標高が高いためポドゾル化土壌が広く分布しています。また、全般的に急傾斜のため岩石地や岩屑土が多くあります。褐色森林土は他の山地に比べて湿性です。なお、黒色土はほとんど、見られません。

##### イ 関東山地

東部は、大部分が褐色森林土で、小金沢山、扇山、権現山などの稜線には黒色土が分布しています。

中部の秩父山地から大菩薩嶺にかけた地区は、大半が褐色森林土ですが、砂質の乾性土壌が多くなっています。長野県との県境の地域は標高が高く、基岩が花崗岩類であることによりポドゾル化土壌が分布し、特に稜線沿いにはPDI型が幅広く出現しています。黒色土は、倉掛山及び剣ヶ峰の稜線に長く線状に分布しています。岩石地は金峰山、瑞牆山、鶏冠山などに相当広く現れ、岩屑土は、笛吹川上流の東沢と西沢周辺に団地状に分布しています。

北部の地域は、大部分が褐色森林土で占められています。ポドゾル化土壌は、小川山から派生する稜線のほか、木賊峠北部の深成岩が露頭したところにもごく小面積見られます。黒色土は、横尾山の山頂部、茅ヶ岳の山麓部に面として広がり、信州峠、木賊峠などの稜線沿いも線状に現れています。

##### ウ 楕形山地

大部分が褐色森林土で、乾性褐色森林土のなかのBB型よりBC型が多いことが特徴です。標高が2,000mを越す千頭星山、大崖頭山にはポドゾル化土壌が、また、甘利山の稜線沿いには黒色土がわずかに見られます。岩屑地は楕形山を中心にして広く分布し、さらに南部にも各所に点在しています。また、山頂の平坦部は、わずかながら火山灰が残っています。

##### エ 天子山地

大部分が褐色森林土ですが、静岡県との県境になっている天子山塊の傾斜地には、岩屑土が分布し、傾斜地には火山灰が厚く堆積しています。

#### オ 御坂山地

大部分が褐色森林土で占められています。三ツ峠山、黒岳、石割山、三国山などの山頂平坦面及びそれから派生する稜線沿いに線状に黒色土が見られます。西湖の北部から芦川にかけて岩屑土が分布しています。この地区は富士山を取り巻いているので、火山灰が厚く堆積し土壌母材となっている地域が多くあります。

#### カ 八ヶ岳火山地区

黒色土が山腹から山麓にかけて広く分布しており、標高の高い地域にポドゾル化土壌が分布していますが、集積層のみが認められるPDⅢ型が多く、溶脱層がはっきりみられるのは山頂に近いところだけです。標高1,600mからポドゾル化土壌の漸移帯にかけて褐色森林土の暗色系が広く分布しており、褐色森林土は山麓にわずかに見られます。

#### キ 富士火山地区

土壌は極めて未熟で、層位の分化がはっきりせず、高山帯にあたる部分では高山岩屑性土壌、亜高山帯にあたる部分では褐色森林土の暗色系が分布しており、褐色森林土は乾燥型が凸地形のところにならわずに見られるのみです。宝永山の噴出物で覆われる南東山麓には、極めて未熟な粗粒火山礫物からなる未熟土壌がみられます。また剣丸尾、鷹丸尾などと呼ばれる溶岩流、青木ヶ原樹海と呼ばれる溶岩台地が露出しています。黒色土は西側山麓の朝霧高原につづいた本栖湖の南東部と富士山の東北山麓の梨ヶ原周辺に広く分布しています。

### (5) 動植物

本県は、地形、地質が複雑で気温も変化に富んでいるため植物の種類数は豊富です。植物帯は全般的には温帯に属しますが、周囲を高い山々に囲まれているため、垂直分布の変化も顕著で、暖帯から寒帯にかけての様々な植物をみることができます。南アルプスの北岳周辺は高山植物の宝庫で、キタダケソウ、キタダケキンポウゲ、タカネマンテマ、サンプクリンドウなど北岳固有、または南アルプス固有の植物がみられます。

また、豊富な植物を反映して、生息または飛来する動物の種類が多く、獣類では、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンリス、ホンダザル、イノシシ等、本州に生息するもののほとんどがみられます。鳥類では、平地の人家の近いところには、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、キジ、ヤマドリ、山地に

はウグイス、ホオジロ、オオルリ、コルリ、亜高山の森林地帯にはルリビタキ、メボソムシクイ、コマドリ、高山帯には、イワヒバリ、アマツバメ、ライチョウなどがみられます。爬虫類や両生類では、アオダイショウ、マムシ、カジカガエル、ハコネサンショウウオ、イモリなどが生息しています。

魚類については、本県の地形が複雑で河川数が多いため、そこに棲む淡水産の魚類も多く、ウグイ、ヤマメ、カジカ、イワナ、アユなどが棲息しています。昆虫についても、本県は宝庫で、蝶類ではウスバシロチョウ、ギフチョウ、オオムラサキ、アサギマダラ、テングチョウ、ミヤマシロチョウなどがみられます。

### 3-3 林況

本県の森林植生は暖帯上部から寒帯上部にわたっているため、林相が多様です。

県有林を標高別に区分すると図3-4のとおり、最低200m（南巨摩郡南部町）から最高3,400m（富士山8合目）にわたり、標高差は3,200mに及んでいます。

垂直分布では、低地部から順に丘陵帯（標高600m以下）、山地帯（600～1,800m）、亜高山帯（標高1,800～2,400m）、高山帯（標高2,400m以上）に区分されます。標高に応じた本県における典型的な自然植生は次のとおりです。

- ・丘陵帯（暖温帯） 常緑広葉樹林（シラカシ林）
- ・山地帯（冷温帯） 落葉広葉樹林（ブナ林）  
常緑針葉樹林（ウラジロモミ・コメツガ林）
- ・亜高山帯（亜寒帯） 常緑針葉樹林（シラベ・オオシラビソ林）

また、県有林を傾斜別に区分すると図3-5のとおりで、35度以上が全体の53%、特に40度以上は全体の25%を占めています。

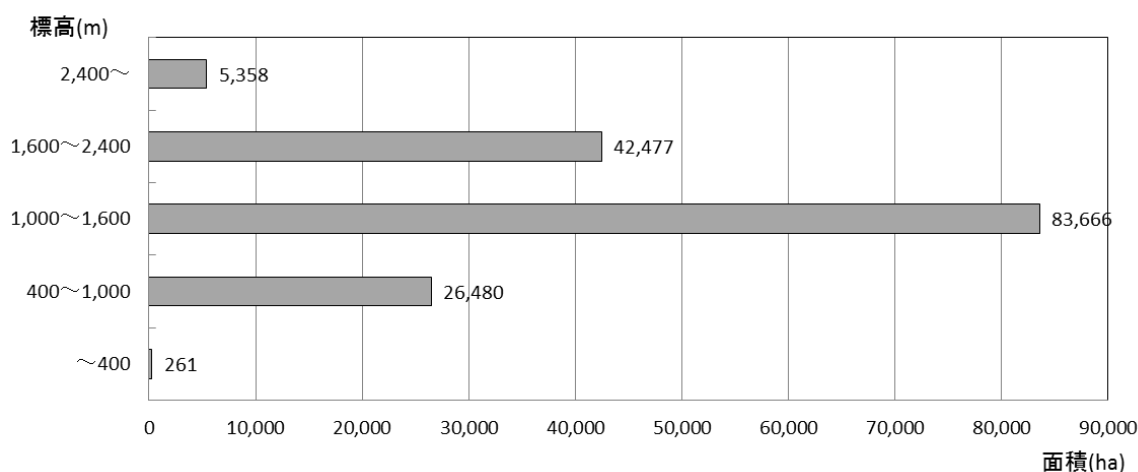


図3-4 標高別分布図

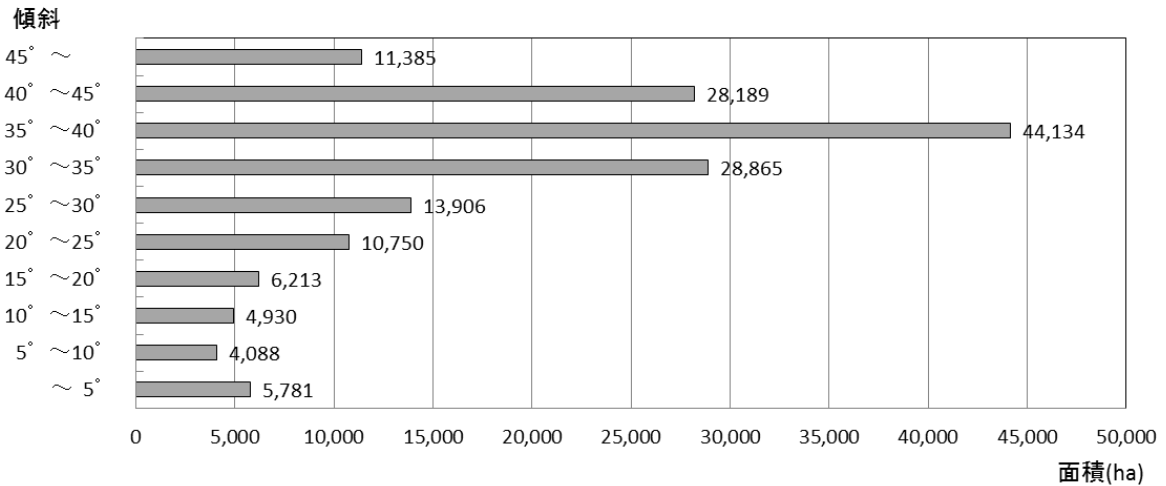


図3-5 傾斜別面積

### (1) 天然林

天然林は、面積77,190ha、蓄積12,229,808 $\text{m}^3$ 、成長量58,467 $\text{m}^3$ で全林地の面積及び蓄積、成長量に対して、それぞれ57%、51%、17%を占め、ha当たりの蓄積は158 $\text{m}^3$ となっています。

丘陵帯及び山地帯では、ミズナラ、カエデ類、クリ、シデ類、ブナ、ヤマハンノキなど落葉広葉樹林が主体となり、丘陵帯及び山地帯下部の一部にアカマツ、モミ、ツガなどの針葉樹が混交しています。また、山地帯上部の一部では、ウラジロモミ、コメツガが優占する森林が成立します。亜高山帯では、シラベ、オオシラビソ、トウヒ、カラマツ等の針葉樹が主体となり、これにダケカンバ、ナナカマド等の広葉樹が混交しています。

こうした天然林の中には、国の天然記念物に指定される富士山御庭、奥庭、精進登山道沿いの森林や青木ヶ原溶岩流上の樹海など、貴重な森林が数多く含まれています。

表3-2 齢級別森林資源表

齢級	人工林			天然林			計		
	面積(ha)	蓄積(m3)	成長量(m3/年)	面積(ha)	蓄積(m3)	成長量(m3/年)	面積(ha)	蓄積(m3)	成長量(m3/年)
I	523.85	0	0.0	0.22	0	0.0	524.07	0	0.0
II	423.82	0	0.0	12.26	0	0.0	436.08	0	0.0
III	455.10	0	0.0	4.24	0	0.0	459.34	0	0.0
IV	1,019.82	37,220	4,290.4	2.86	0	0.0	1,022.68	37,220	4,290.4
V	1,544.35	108,638	9,779.8	8.71	265	13.8	1,553.06	108,903	9,793.6
VI	2,319.40	274,303	17,254.2	74.51	3,524	247.1	2,393.91	277,827	17,501.3
VII	3,660.83	511,631	25,350.1	120.62	5,379	288.4	3,781.45	517,010	25,638.5
VIII	4,374.06	824,449	31,687.2	425.42	24,347	970.5	4,799.48	848,796	32,657.7
IX	7,411.96	1,473,904	46,150.4	560.26	54,544	1,865.1	7,972.22	1,528,448	48,015.5
X	11,018.46	2,179,213	55,063.0	1,472.06	276,056	7,791.2	12,490.52	2,455,269	62,854.2
X I	10,577.24	2,188,022	47,102.1	2,099.04	381,621	8,860.0	12,676.28	2,569,643	55,962.1
X II	7,410.01	1,859,014	26,430.1	2,336.05	459,329	8,586.4	9,746.06	2,318,343	35,016.5
X III	4,328.18	1,154,376	12,604.2	2,822.93	571,396	8,283.8	7,151.11	1,725,772	20,888.0
X IV	1,456.88	428,129	3,397.0	2,498.02	518,619	6,106.9	3,954.90	946,748	9,503.9
X V	670.65	217,656	1,207.7	2,545.50	532,894	4,696.9	3,216.15	750,550	5,904.6
X VI	250.98	77,952	430.6	2,135.67	403,619	3,049.7	2,386.65	481,571	3,480.3
X VII	181.40	65,027	204.4	2,450.25	464,172	2,656.0	2,631.65	529,199	2,860.4
X VIII	374.97	79,023	279.9	2,652.72	410,918	1,867.8	3,027.69	489,941	2,147.7
X IX	326.25	66,169	198.9	3,235.49	478,327	1,346.8	3,561.74	544,496	1,545.7
X X ~	415.76	90,246	256.6	51,733.65	7,644,798	1,836.6	52,149.41	7,735,044	2,093.2
計	58,743.97	11,634,972	281,686.6	77,190.48	12,229,808	58,467.0	135,934.45	23,864,780	340,153.6

無立木地	除地		合計		
面積(ha)	面積(ha)	蓄積(m3)	面積(ha)	蓄積(m3)	成長量(m3)
132.55	22,174.39	90,955	158,241.39	23,955,735	340,153.6

(2) 人工林

人工林は、面積58,744ha、蓄積11,634,972m<sup>3</sup>、成長量281,687m<sup>3</sup>で全林地の面積及び蓄積、成長量に対して、それぞれ43%、49%、83%を占め、ha当たりの蓄積は198m<sup>3</sup>となっています。

植栽樹種は、カラマツが全面積の45%を占め最も多く、ヒノキ、アカマツ、シラベ、広葉樹の順になっています(図3-6)。カラマツは、県有林の全域にわたって広く植栽されており、一部風衝地を除いて一般的に成長は良好です。アカマツ、ヒノキは丘陵帯及び山地帯下部を主体に、シラベはおおむね亜高山帯に植栽されています。

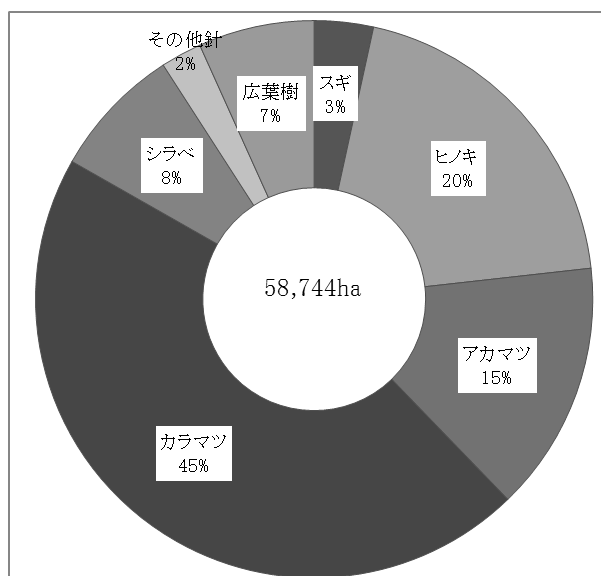


図3-6 人工林樹種別面積割合

これら人工林のうち、一般林については拡大造林政策に沿って造林したXからX I 齢級の伐期を迎えようとする森林の割合が高くなっています。また、部分林は一般林に比べてI~II 齢級高い林分構成となっています。



なお、人工林は、年間成長量が天然林に比べて約4.8倍と旺盛な成長をしており、短期間に二酸化炭素を吸収固定する機能が優れています。

県有林における最初の人工造林は、砂防工事を施工したその周辺に砂防林として植栽されたものです。また、県有林の造林地のなかには、塚本山をはじめとする寄付金造林や東条林、深山会などの献植造林など、他に例をみない篤志寄付によるもののほか、大正天皇の即位記念、紀元2600年記念、明治百年記念、みどりの日制定記念、皇太子殿下御成婚記念などの記念造林地や第52回全国植樹祭の記念行事として実施した県民参加による100万本植樹運動による造林地があります。

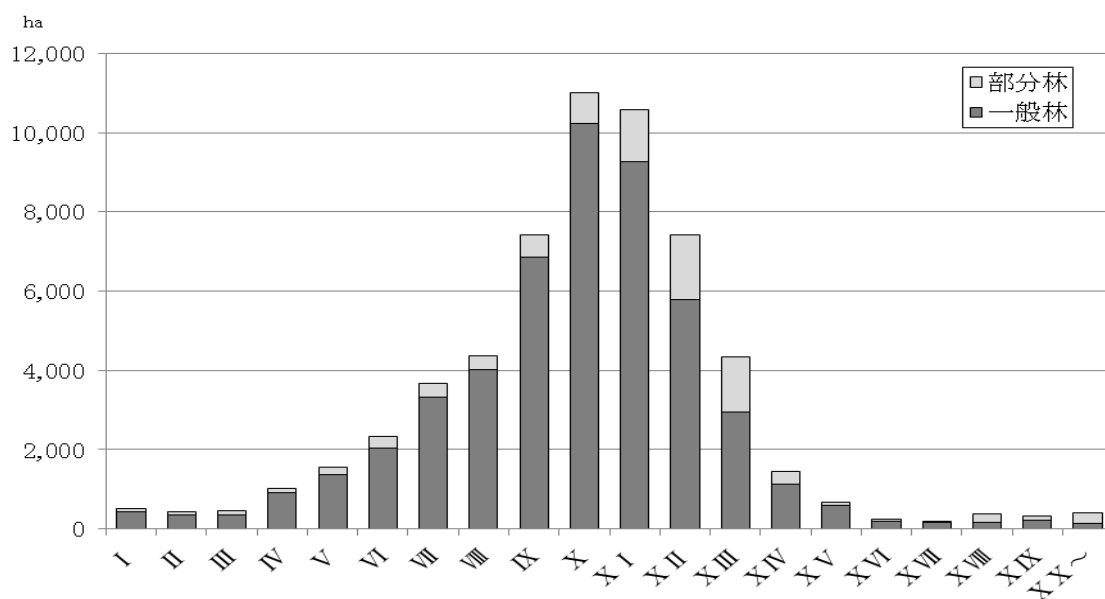


図3-7 人工林齢級別配置

### 3-4 事業施設

#### (1) 林道施設

林道は、林産物の搬出だけでなく、山村地域の振興や森林管理上も必要な施設で、林道網整備計画により計画的に整備されており、現在、県有林内の県営林道延長は、1,112,700mとなっています。

表3-3 事業区別県営林道現況表 (H28.2現在の見込み延長)

単位：m

事業区	森林基幹道		森林管理道		林業専用道		合計	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
中北	(17)	202,199	(60)	188,374	(6)	5,219	(83)	395,792
峡東	(11)	135,506	(30)	129,026	(4)	5,834	(45)	270,366
峡南	(8)	119,696	(14)	35,998	(3)	6,786	(25)	162,480
富士・東部	(13)	149,123	(35)	125,983	(3)	8,956	(51)	284,062
合計	45	606,524	138	479,381	16	26,795	199	1,112,700

( ) 内の路線数は他事業区にまたがる路線を含んだ数字である。

## (2) 採種園

林業用優良種子を供給するため、採種園を中北、富士・東部事業区に約29ha設定しており、県森林総合研究所が管理し、優良形質を有する母樹から採取した種子を苗木生産者等に供給しています。

### 3-5 保安林及び国立公園等

県有林は、その大部分が県土保全や風致景観の保全上重要な源流部や山岳地域に位置しているため、水源涵養<sup>かん</sup>を目的とした保安林が、県有林全面積の63%を占め、土砂の流出の防備や保健休養等を目的としたものを含めると80%が指定されています。その保安林機能を十分に発揮させるため、森林整備保全事業計画に基づき、森林整備を行うとともに、山腹工、治山ダム工等を施工しています。

また、県有林は、わが国を代表する優れた自然景観を有する富士箱根伊豆国立公園や秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園などの自然公園に全面積の46%が指定されています。

表 3 - 4 保安林及び自然公園等面積

区 分		面積	県有林全面積 に対する割合
保安林	水源涵養 <sup>かん</sup>	98,828	62.5%
	土砂流出防備	27,298	17.3%
	防風	5	0.0%
	水害防備	1	0.0%
	防火	28	0.0%
	保健	12,333	7.8%
	風致	203	0.1%
	干害	30	0.0%
	合計（重複指定を除く）	127,233	80.4%
	砂防指定地	合計	7,500
国立公園	特別保護地区	7,925	5.0%
	第1種特別地域	5,979	3.8%
	第2種特別地域	8,543	5.4%
	第3種特別地域	23,926	15.1%
	小計	46,372	29.3%
	普通地域	10,985	6.9%
	合計	57,358	36.2%
国定公園	特別保護地区	370	0.2%
	第1種特別地域	35	0.0%
	第2種特別地域	51	0.0%
	第3種特別地域	3,793	2.4%
	合計	4,248	2.7%
県立公園	第1種特別地域	75	0.0%
	第2種特別地域	585	0.4%
	第3種特別地域	10,889	6.9%
	小計	11,549	7.3%
	普通地域	27	0.0%
合計	11,576	7.3%	
自然環境保全地区	自然保存地区	2,028	1.3%
	景観保全地区	877	0.6%
	歴史景観保全地区	47	0.0%
	自然活用地区	91	0.1%
	富士山北麓世界遺産景観保全地区	2,382	1.5%
	小計	3,043	1.9%
	自然記念物	848	0.5%
	合計	3,891	2.5%
鳥獣特別保護地区		4,991	3.2%
文化財		3,629	2.3%
母樹林		35	0.0%

注：森林GISデータによる。

### 3-6 貸地及び部分林等

県有林は、森林の公益的な機能との調和を図りながら、地元市町村、保護団体などに公共、公益用の施設用地の貸し付けを行うほか、民間活力を取り入れた別荘、スキー場、ゴルフ場、保養所などの施設用地としての活用も図っており、これらの収益は県有林経営に寄与しており、地域振興にも貢献しています。

また、部分林9,388ha、植樹用貸地4,438haは、保護団体や地元住民等が直接森林の育成にあたっています。

表3-5 部分林及び貸地等面積

区分	面積 (ha)	貸地等 内訳	県有林 面積比
部分林	9,388	—	5.9%
小柴下草採取区域	385	—	0.2%
貸地等	植樹用貸地	4,438	4.9%
	農耕地	348	
	電気事業用地	365	
	道路敷用地	600	
	水路敷用地	12	
	建物敷用地	658	
	牧場敷用地	355	
	雑用地	1,047	
	合計	7,824	
北富士演習場	2,396	—	1.5%

### 3-7 地元保護関係

恩賜県有財産の保護団体は、山梨県恩賜県有財産管理条例に基づき、火災の予防や盗伐などの加害行為の防止について、各保護区域の保護の責任を負っています。現在、保護団体は県下に160団体あり、その保護面積は県有林全面積の83%になっています。

### 3-8 地域森林計画等との整合性

県有林は、森林法第5条に基づく地域森林計画の対象森林であり、表3-6のとおり3つの森林計画区に包含されています。このため、県有林管理計画は、各地域森林計画及び市町村森林整備計画に則して樹立しています。

なお、県有林管理計画は、5年ごとに全県の県有林について一斉編成するため、地域森林計画等との間に、1～4年の計画期間のずれが生じることから、地域森林計画等の樹立時点及び内容変更時点で必要な計画調整を図っていくこととしています。

表3-6 地域森林計画の計画期間と対象森林

単位:ha

森林計画区	計画期間	対象森林						
		県有林(事業区別)					その他 公私有林	合計
		中北	峡東	峡南	富士東部	計		
富士川上流	H24.4.1～H34.3.31	55,683	26,698			82,381	64,726	147,107
富士川中流	H27.4.1～H37.3.31			31,726		31,726	56,745	88,471
山梨東部	H26.4.1～H36.3.31				39,352	39,352	67,820	107,172

※県有林の植樹用貸地はその他公私有林に含む

平成23年には、森林法改正に伴う制度等の改正により、市町村森林整備計画を作成する市町村が、森林の期待される機能（注）に応じて森林の区分を主体的に設定できる仕組みに転換されました。

県有林は、この市町村森林整備計画に則して、県有林管理計画をベースとした森林経営計画も作成しています。

表3-7 県有林森林経営計画の概要

計画種類	計画期間	計画面積 H27.3.31 現在
属人計画	平成25年12月20日 ～平成30年12月19日	144,317.21ha (部分林、植樹用貸地を除く。)

(注) 森林の機能と望ましい姿

区分	森林の機能ごとの望ましい森林の姿
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(注) 森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定）による。

出典：林野庁HP

## 4 管理方針

## 4 管理方針

### 4-1 計画策定の考え方

#### (1) 計画の目的

「県有林管理計画」は、「山梨県県有林野管理規程」（昭和37年8月31日山梨県訓令甲第34号。以下「管理規程」という）第3条の規程に基づき、県有林野の管理に関し必要な事項を定めるものです。

県有林の管理は、国土保全その他森林の公益的機能を確保しつつ、森林資源の質的向上及び重要な林産物の持続的な供給を図り、もって県民の福祉を増進することを目的としています（「管理規程」第2条）。

#### (2) 管理の方針

県有林の管理は、地域森林計画（「森林法」昭和26年法律第249号第5条第1項の規定による）及び、市町村森林整備計画（同法第10条の5第1項の規定による）に即して行うとともに、目的を達成するため、自然環境の保全に配慮しながら、特に次の事項の推進に努めることとしています（「管理規程」第2条の2）。

- ① 多様な林分の造成を行い、持続可能な森林経営を図ること。
- ② 森林資源の有効活用及び維持管理のために必要な林道その他の施設を拡充すること。
- ③ 国土の保全及び水資源の涵養<sup>かん</sup>のため必要な施設を拡充すること。

#### (3) 計画の期間

5年ごとに樹立する10年間の計画であり、第3次県有林管理計画の計画期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間です。



## 4-2 基本方針

本計画では、県有林を取り巻く諸情勢や現状を踏まえ、F S C® (Forest Stewardship Council® 森林管理協議会) ※の国際基準に基づき森林の多面的機能を高度に発揮していくための森林管理に努めるとともに、県内森林面積の約半分を占める公有林として、「やまなし森林・林業振興ビジョン」の実現に向け、「材」・「エネルギー」・「場」をキーワードとする森林資源の多面的な利活用システムの構築に先導的に取り組むことを基本方針とします。

### ● 国際基準に基づく森林管理の推進

～県有林が有する多様な森林の機能を充実強化する森林づくりの推進～

F S Cが定める原則、規準に基づき木材の供給をはじめ生態系の多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、風致等の県有林が有する多様な森林の機能の充実強化に向け、土地利用区分に応じた森林づくりを推進します。

### ● 森林資源の多面的利活用の推進

～「材」・「エネルギー」・「場」をキーワードとした

県有林の多面的利用の推進～

「やまなし森林・林業振興ビジョン」実現の中核として、F S C認証材の販売促進や造林・搬出作業の低コスト化、観光・レクリエーション利用の促進などにより県有林の多面的利活用を推進します。

※ 平成4年の国連環境開発会議（地球サミット）を契機に、世界の森林保全を目的に設立された国際的なNGO団体で、環境、社会、経済の便益に配慮した適切な森林管理が行われていることを10の原則と56の規準により認証している。

この認証制度は、認証森林から生産された木材による製品にF S Cのロゴマークを付けて市場に流通させるトレーサビリティの制度も備えている。

#### ■ 県有林の認証の概要

- 認証面積 : 143,000ha  
(貸地等の除地を除く全ての県有林)
- 認証発行日: 平成15年4月10日  
(平成25年3月12日更新)
- ※ 認証面積は全国第1位
- ※ 公有林では全国で初めての認証事業体



責任ある森林管理  
のマーク

### 4-3 重点的に取り組む事項

基本方針に基づき、次の事項について、特に重点をおいて管理経営にあたります。

#### (1) 国際基準に基づく森林管理の推進

##### ①環境・社会・経済が調和した持続可能な森林管理

F S Cの国際基準に適合した森林管理レベルの向上に努め、環境に配慮した適切な管理のもと、社会的な利益にかなない、かつ経済的にも持続可能な森林管理をさらに推進します。

##### ②水を育む森づくり

県有林の多くが水源となる上流に位置することを踏まえ、良質な水の供給につながる水源涵養<sup>かん</sup>や水質保全等の公益的機能をさらに高めるため、針広混交林化や天然生林施業など土地利用区分に応じた多様な森づくりを推進します。

##### ③富士山世界遺産等における森林景観への配慮

県有林の46%を占める自然公園エリアを中心に択伐施業など、景観に配慮した森林整備を行うとともに、富士山世界遺産エリアにおいて、伐採による眺望景観の変化を抑制する面積基準を設定します。

##### ④シカ被害対策の推進

森林に被害を及ぼすニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大を防止するため、管理捕獲に取り組む事業者と連携し、造林地に設置するシカ侵入防止柵を囲い罾<sup>あや</sup>や、くくり罾<sup>あや</sup>にも活用するなど狩猟者による効果的なシカ捕獲を支援します。

#### ○数値目標

◆多様な森づくりの推進			
針広混交林化 面積	前計画	本計画	増減
	4,435ha	4,496ha	61ha

## (2) 森林資源の多面的利活用の推進

### ①2020東京大会を契機としたF S C認証材の販売促進

東京オリンピック・パラリンピック競技施設への県産F S C認証材の活用を核に、ブランド化や需要拡大を図っていくため、F S C認証材の県内外での販路拡大やP R活動を推進します。

### ②造林・搬出作業の低コスト化

収穫計画箇所の伐採・搬出や造林作業の効率化に必要な林道、作業道を計画的に開設するとともに、先駆的な技術や経費のかからない施業を導入し、造林・搬出作業の低コスト化を推進します。

### ③森林空間を活用した都市住民との交流や機会の創出

首都圏に位置する立地条件を活かし、未だ知られていない魅力的な森林スポットの発信や、企業・団体と連携した新たな森林利用の場（クライン・ヴァルト）の設定等により、観光・レクリエーション利用を促進します。

## ○数値目標

◆ F S C 認証材の供給			
	前計画	本計画	増減
伐採量	550,000m <sup>3</sup>	750,000m <sup>3</sup>	200,000m <sup>3</sup>

◆ 路網の計画的整備			
	前計画	本計画	増減
林道等の開設延長	165,065m	203,459m	38,394m

◆ 観光・レクリエーション利用の推進			
	前計画	本計画	増減
自然を目的として本県を訪れる観光客数※の増加人数	—	363千人増	皆増

※ 山梨県観光入込客統計調査報告書の自然を楽しむことを目的とした観光入込客の実人数（H26 5,425千人→H31 5,788千人）

#### 4-4 その他

##### (1) 山梨県林業公社分収林の管理について

「財団法人山梨県林業公社改革プラン」（平成23年12月策定）に基づき、平成29年度以降、これまで林業公社が管理してきた分収林を県が管理することとなることから、県への移管を円滑に進めるために策定した「分収林移管準備方針」（平成26年12月策定）や「分収林管理方針」（平成28年3月策定）により着実に準備を進め、分収林を適切に管理していきます。

##### (2) オフセット・クレジット（J-V E R）の活用

県有林では、平成22年度、県有林の適切な森林整備による二酸化炭素吸収量をクレジットとして取得する「県有林活用温暖化対策プロジェクト」に取り組み約26千t-CO<sub>2</sub>のクレジットを発行しました。

このクレジットを引き続きカーボン・オフセットを行う企業等へ販売し、得られた収益は、森林整備に活用するとともに、この取組みを通して、地球温暖化対策における県有林の役割などについて、消費者等への普及啓発を図ります。

##### (3) 林野庁森林技術総合研修所の現地研修フィールドとしての活用

これまで県森林総合研究所が県有林を研修フィールドとして活用し、林業従事者の技術の習得や資質向上、技術指導内容の充実・向上に向けた研修を実施してきましたが、林野庁森林技術総合研修所が現地研修拠点を本県に一部移転することになったことから、さらに高度な研修を行うフィールドとして県有林の活用を進めていきます。